

**Q1. 賃貸保証機構で生活相談を受付しているのですか？**

**A1. 賃貸保証機構会員企業全てに相談窓口が設置されています。会員企業は [こちら](#)でご確認いただけますので、直接お問い合わせ下さい。**

**Q2. 現在家賃を滞納しているのですが、相談できるのですか？**

**A2. ご相談されるにあたり、家賃の滞納有無は関係ありません。深刻な状況になる前に相談をいただいて、生活改善の早期解決のお役に立ちたいと思います。**

**Q3. 賃貸保証機構で物件の紹介をしてくれるのですか？**

**A3. 会員企業の相談員に依頼してみてください。相談員が提携先の不動産会社や大家さんに折衝することで、低初期費用で安価な物件をご紹介できる場合があります。**

**Q4. 賃貸保証機構の居住支援制度にある「賃借人のための住宅確保・生活安定支援」とは、具体的にどのような内容のものですか？**

**A4. 協力関係にある行政や外郭団体と連携して、例えば保証人がいない相談者様には、機構の会員企業が家賃保証をしたり（保証に際しての各会員企業による入居審査はあります）、高齢等で緊急時の連絡先が無い場合には、提携先の外郭団体に依頼する等、内容は多岐にわたります。**

**Q5. 現在、賃貸保証機構の会員企業を利用していませんが、物件の紹介等の相談はできますか？**

**A5. 現在の利用(契約)有無は関係ありません。まずはご相談内容を、電話やHP等からご連絡下さい。ご相談内容によってはご期待にそえない場合もありますが、ご了承ください。**